

確認1

本県の目標の達成状況と教職員の勤務実態を確認しましょう。
※平成30年度に行った勤務実態調査（6月・11月）及び意識調査（7月・12月）の結果と働き方改革の取組について

【本県の目標に係る達成状況】

(1)「教育職員の総労働時間の短縮」の目指すところ

- ①目標 当面の目標として、週当たりの在校時間が60時間を超える教職員を「0」にする。
- ②教員等の出勤時刻実態調査（※表の上段は11月の数値、下段カッコ内は6月の数値）
＜月当たりの正規の勤務時間を80時間を超える者の割合＞

職種	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等	11.5% (13.2%)	30.5% (36.4%)	36.9% (35.4%)	25.9% (30.2%)	1.4% (1.4%)

(2) 教職員の意識改革の目指すところ

- ①目標 限られた時間の中で、子供と向き合うことができ、充実して教育活動に取り組みていると感じている教職員を増やす。
- ②教職員の働き方改革に係る意識調査
 - ・子供と向き合う時間を確保できている者の割合は、7月は53%、12月は54%であった。
 - ・勤務時間を意識して勤務できている者の割合は、7月は63%、12月は64%であった。

【県教育委員会の取組】※H30年度

6月「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」の改訂

- ・適切な活動時間の設定（長くとも、平日2時間程度、休業日3時間程度）
- ・休養日の設定（平日1日以上、週末1日以上の週当たり2日以上）

9月「学校における働き方改革推進プラン」の策定

- ・目標の設定（週当たりの在校時間が60時間を超える教職員を「0」にする。）
- ・教育委員会、学校における各種取組48項目の明示

3月「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」の策定

- ・適切な活動時間や休養日の設定は運動部と同様
- ・地域行事等への参加の見直し

確認2

中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下、中教審答申）を受け、文部科学省は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を平成31年1月25日に策定し、通知しました。

【中教審答申の主な内容】

- 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- 学校の組織運営体制の在り方
- 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
- 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

【ガイドラインの主な内容】

- 条例等で定められた1日の勤務時間を超えた時間の1か月の合計が45時間、1年間の合計が360時間を超えないようにする。
- 特例的な扱い（児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合）として、1年間の合計が720時間を超えないようにすること、45時間を超える月は1年間に6月までとすること、1か月の合計が100時間未満であること、連続する複数月の1か月当たりの平均が80時間を超えないようにする。
- 勤務時間とは、教師が校内に在籍している時間を基本として考える。



働き方改革で教職員に笑顔を、そして、 教職人生を豊かにすることで子供たちに笑顔を

～子供たちの無限の可能性を引き出すために～

教職員の皆さんには、日頃から、教育者としての誇りと情熱、そして、使命感をもって、あすを拓く「ちばっ子」の明るい未来のため、献身的に、日々の教育課題に取り組んでいただいております。

千葉県教育委員会では、平成30年3月「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」を一部改定するとともに、「働き方改革推進本部」を中心として、国の動向を踏まえ、6月に「運動部活動ガイドライン」を一部改訂、9月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定、平成31年3月に「文化部活動ガイドライン」を策定するなど、様々な取組を行ってきたところです。しかしながら、いまだ教職員の長時間勤務は深刻な実態であり、働き方改革は待ったなしの状況です。

学校における働き方改革の目的は、「教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにする」ことです。これまで学校が果たしてきた役割を十分踏まえつつ、Society 5.0といった変化の激しい時代を生きる子供たちに“たくましく生きる力”を育むために、業務の質的転換及び量的削減を図り、授業やその準備に集中できる時間、自らの専門性を高めるための研修の時間を確保することは、質の高い教育を提供し、さらに充実・発展させていく上でも不可欠です。

働き方改革は、家庭や地域など社会全体で取り組まなければなりません。千葉県教育委員会としましても、「学校における働き方改革推進プラン」で示した業務改善の取組などを積極的に進め、教職員の長時間勤務是正に向けた環境整備を進めてまいります。是非、教職員の皆さんも、これまでの働き方を見直し、多くの児童生徒及び保護者等から評価の高い千葉県の学校教育を持続可能なものとするよう、限られた時間の中で、児童生徒と向き合い、計画的・効率的に業務を行うなどの意識改革を進めてください。

教職員の笑顔は、「子供たちの無限の可能性」を引き出すことにつながるはずです。子供たちの笑顔のために、この働き方改革の取組を進めていきましょう。



千葉県教育委員会教育長
澤川 和宏

